第5号様式の10(第5条の7関係)その2

請求書

(選挙運動用ポスターの作成)

　福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　　　　　年　　月　　日

　福井県知事　様

|  |  |
| --- | --- |
|  | 氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名 |

記

1　請求金額　　　　　　　　　　　　円

2　内訳

　別紙請求内訳書のとおり

3　　　　　年　　月　　日執行何選挙(何選挙区)

4　候補者の氏名

5　金融機関名、口座名および口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| ふりがな |  | | |
| 口座名 |  | | |

備考

　1　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書および選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　2　候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

　3　契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数 | 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価  (A) | 枚数  (B) | 金額  (A)×(B)＝(C) | 単価  (D) | 枚数  (E) | 金額  (D)×(E)＝(F) | 単価  (G) | 枚数  (H) | 金額  (G)×(H)＝(I) |
| 箇所 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |

備考

　1　「選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

　2　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。

　(1)　当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

　　　…1円未満の端数は切上げ

　(2)　当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

　　　…1円未満の端数は切上げ

　3　(E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

　4　(G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

　5　(H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。